

個別施設計画

土木総務課No. 21

策定年月日 R元年12月12日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	玉山除雪基地	所管所属名称	北部土木事務所栗原地域事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
主要建物概要					
構造	鉄骨造	用途	除雪基地	建築日	1974年2月5日
経過年数	45年	耐用年数	34年	目標使用年数	45年
運営方式	直営(委託)	管理者名称	北部土木事務所栗原地域事務所	全延床面積(m ²)	131.51m ²
所在地	栗原市栗駒沼倉薄木56、63				
2 計画期間					
令和2年度から令和11年度までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検調査結果報告書」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項、第156条第1項 行政機関設置条例第15条ほか		必要性の有無	有	
業務内容	行政組織規則第95条6項				
必要性の判断理由	旧栗駒町の山間部に位置し、北部土木事務所栗原地域事務所の除雪作業を行うための車両等を格納する施設であり、道路利用者が安全・安心して走行するためにも必要性が高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行にあたり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和3年度当初現在築47年で、耐用年数34年(目標使用年数45年)を経過し、全体的に老朽化している。 平成30年7月に実施した県有建築物保全点検結果では、建築物の内部(柱脚及び梁の大部分に錆、一部欠損)について「C」判定を受けていたことから、令和2年度で優先的に修繕を行った。 現在、喫緊に修繕を要する箇所はないが、今後は計画的な保全点検に努めながら、適正な維持管理をしていく。				

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 玉山除雪基地

建物棟名称: 玉山除雪基地車庫

所在地: 栗原市栗駒沼倉薄木地内

①用途: 車庫・倉庫等

②延べ面積: 132 m²

③階数: 地上1階

④竣工年度 昭和 48 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 外装仕上げ材の石綿スレートにひび割れが発生している。	判定 B
	(対策等) 経過観察願う。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
4 - 建築物の内部	(指摘項目) 鉄骨柱脚および鉄骨梁の大部分に錆が見られ、一部欠損が認められる。	判定 C
	(対策等) 鉄骨の補強や錆止めの塗り直し等の計画的な修繕等が望まれる。	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 平成30年7月4日